

行政法 次は、警察上の即時強制についての記述であるが、誤りはどれか。
05

- (1) 即時強制は、公共の秩序の維持、公共の福祉の実現等の行政目的を達成するための緊急措置であり、目前の急迫した障害を除去することから、相手方に義務が存在することを前提としている。
- (2) 即時強制は、法律の根拠を有することが必要とされるが、これを直接に明文で定めている規定は存在しない。
- (3) 警職法6条1項に定められている危険が切迫した場合における他人の住居等への立入りは、即時強制としての措置である。
- (4) 即時強制を行うことにより、人権侵害を生じるおそれもあることから、その手段は、目的達成のため、必要最小限度の範囲で用いられることが必要である。
- (5) 道路に交通の妨害となる物件を置いた者に対して、警察署長が当該物件の除去を命じたにもかかわらず、相手方がこれに応じない場合に、警察署長が除去の措置をとる行為は、即時強制に当たる。

行政法 次は、警職法2条に関する用語の定義についての記述であるが、誤りはどれか。
06

- (1) 職務質問とは、警察官が不審者や参考人的立場にある第三者を停止させて、必要な質問をすることをいう。
- (2) 所持品検査とは、警察官が職務質問に際して相手方に所持品の提示や開示を求め、所持している物件について調べる職務行為をいう。
- (3) 任意同行とは、職務質問に際し、その場で質問することが対象者にとって不利であり、又は交通妨害になる場合に、その者に付近の警察署等への同行を求めるることをいう。
- (4) 囂器検査とは、職務質問開始時における被質問者の身体について、囂器所持の有無を強制的に調べることができる警察官の権限をいう。
- (5) 自動車検問とは、一般的には、犯罪の予防、検挙のため、警察官が走行中の自動車の停止を求め、当該車両を見分したり、運転者や同乗者に対し必要な質問を行ったりすることをいう。

行政法 次は、職務質問についての記述であるが、誤りはどれか。
07

- (1) 不審者に対する職務質問を行うには、何らかの犯罪に関与していると疑うに足りる相当な理由が必要であり、これは通常逮捕における嫌疑の相当性と同義である。
- (2) 職務質問は、犯罪捜査のための警察手段ではないが、具体的な犯罪に対して、犯罪捜査として行うことも許容される。
- (3) 職務質問のための停止は、相手方の協力を得て行う任意手段であるところ、立ち止まるよう声を掛けて要請し、相手方がこれに応じたときは、その相手方が内心で迷惑に思いながら、やむを得ないと考えて応じた場合であっても適法である。
- (4) 職務質問のための停止は、たとえ相手方の嫌疑が濃厚、かつ、急迫性が認められる場合であっても、強制力を行使することは許されない。
- (5) 職務質問の現場から立ち去ろうとする者に対し、数名の警察官が周囲から寄り添って警察車両まで移動させ、背中を押すなどして車両内に確保する行為は、任意性が否定される。

行政法 次は、職務質問に付随する所持品検査についての記述である !
08

- (1) 覚醒剤の売人として把握している者について、所持の疑いが強い場合には、相手方の承諾なしにバッグや着衣に手を入れて調べ、在中品を取り出すことが許される。
- (2) 危険物や凶器の所持が疑われる場合において、その有無を確認するために、相手方の承諾を得ないで、着衣や所持品の外部から所持品に手で触れる行為は許される。
- (3) 凶悪事件の緊急配備があったなどの緊迫した状況下において、所持品等からその犯罪容疑が強く、高度な必要性がある場合には、その者の承諾なしにバッグ等を開けて中を見ることは許される場合がある。
- (4) 所持品検査は、相手の承諾を得て行うのが原則であるが、その承諾は、必ずしも明示のものに限られず、黙示のものであってもよい。
- (5) 所持品検査において、相手方が所持品を隠匿したり投棄しようとした場合は、その手を擰むなど、所持品検査に付随する実力行使として、必要かつ相当な限度でこれを制止することができる。

憲法 04 衆議院の解散

- (1) 正しい。衆議院が解散したときは、解散の日から40日以内に衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に国会が召集される(憲法54条1項)。そのときに内閣は総辞職することとなる(憲法70条)。
- (2) 誤り。判例は、衆議院の解散について、国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為であることから、裁判所の審判権は及ばないと判示している(最判昭35.6.8)。
- (3) 誤り。衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となる(憲法54条2項本文)。
- (4) 誤り。緊急集会においてとられた措置は、臨時のものであって、次の国会が開会された後10日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失う(憲法54条3項)。
- (5) 誤り。地方公共団体の長には、議会の解散権が認められている(地自法178条)。

行政法 05 警察上の即時強制

- (1) 正しい。即時強制は、相手方に義務が存在することを前提としていない。警察上の即時強制とは、目前急迫の警察上の障害を除去する必要上、義務を命じるいとまのない場合又は事柄の性質上、義務を命じることによってはその目的を達することができない場合に、直接、国民の身体又は財産に実力を加え、警察上必要な状態を実現する作用をいう。
- (2) 正しい。即時強制であると明示した規定は存在しないため、規定の趣旨や用語等から、強制的に実現することを認めたものかを判断することとなる。
- (3) 正しい。警職法6条1項は、危害が切迫した急を要する事態における、強制的立入りを認めたものである。
- (4) 正しい。即時強制は、基本的人権尊重主義に基づき、必要最小限度の範囲で用いられるべきであり、濫用することは許されない。
- (5) 誤り。枝文は「代執行」による措置であるため、即時強制には当たらない。道

交法81条に基づいて警察署長が除去を命じることにより、代替的作為義務が生じるので、この義務の不履行時に警察署長が代わりに物件を除去することは「代執行」に当たる。

【即時強制の具体例】

警職法	<input type="radio"/> 逮捕時の凶器の検査(2条4項) <input type="radio"/> 精神錯乱者・泥酔者の保護(3条1項1号) <input type="radio"/> 急を要する危険な事態における避難等の措置(4条1項後段) <input type="radio"/> 犯罪の制止(5条後段) <input type="radio"/> 緊急時の立入り(6条1項) <input type="radio"/> 武器の使用(7条)
めい規法	<input type="radio"/> 酔酔者の保護(3条) <input type="radio"/> 酔酔者の言動の制止(5条1項)
道交法	<input type="radio"/> 現場に運転者のいない違法駐車車両の移動(51条3項) <input type="radio"/> 道路における交通の危険の防止、交通妨害のための工作物等の除去(83条1項)
条例	<input type="radio"/> 違法な集団示威行為行進の参加者に対する制止(公安条例)

行政法 06 警職法2条に関する用語の定義

- (1) 正しい。枝文のとおり(警職法2条1項)。職務質問の目的は、質問等を通じて犯罪の発生を予防し、あるいは犯罪捜査の端緒を得てその検挙を進め、警察の責務である公共の安全と秩序の維持を達成することにある。
- (2) 正しい。所持品検査は、職務質問に付随して不審点を解明する手段として所持している物件を対象に行うものである。
- (3) 正しい。枝文のとおり(警職法2条2項)。なお、任意同行は任意手段であり、即時強制を認めたものではなく、意に反する連行と評価されるものであってはならない(警職法2条3項)。
- (4) 誤り。「職務質問開始時における被質問者の身体」としている点が誤り。正しくは、「逮捕時における被逮捕者」である(警職法2条4項)。
- (5) 正しい。枝文のとおり。自動車検問一般について、その実施要件等を定めた法律はないが、自動車利用犯罪や交通事故の発生状況等に鑑み、警察の責務を達成するために自動車検問が行われている。



判示要旨

1 占有離脱物横領罪の客体に当たらないもの(大阪高判昭30.6.27²⁾

ごみ等の無主物は、占有離脱物横領罪の客体には当たらない。

2 窃盗罪における不法領得の意思(大判大4.5.21³⁾

「窃盗罪における不法領得の意思」とは、権利者を排除して他人の物を自己の所有物として(権利者排除意思)、その経済的用法に従い利用・処分する意思(利用処分意思)をいう。

3 占有離脱物横領罪における「不法領得の意思」と「一時的な無断使用」との関係(福岡高判令3.3.29⁴⁾

無断で対象物を持ち出そうとしている人物が、その対象物を自ら使用した後、元の場所に戻す意思であったとしても、持出し使用中は本権者等の権利ないし支配を間接的にせよ侵害していることには違いがないから、その物の経済的用法に従って使用する意思がある以上、原則として不法領得の意思が認められ、占有離脱物横領罪は成立する。ただし、その持ち出し行為が、自己の所有物として振る舞ったといえない程度の短時間で限定的な利用行為の場合には、例外的に不法領得の意思が認められないとして、占有離脱物横領罪が成立しないことがあり得るにすぎない。

条文

▶ 1 刑法254条(遺失物等横領罪)

遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横

領した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは料料に処する。

4

甲男は、日頃から厳しい指導を受けていた同じ職場の先輩A男に対する嫌がらせ目的で、事務机に置かれていたA男の電子辞書を誰にも気付かれないと隙を見て事務所から持ち出した後、敷地内のゴミ集積所において、当該電子辞書を足で踏み付け、損壊させ使用不能な状態にして、そのまま放置した。

この場合における甲男の刑責について述べなさい。

器物損壊罪【事例】

答案構成

- 1 結論
- 2 器物損壊罪
- 3 窃盗罪
- 4 窃盗罪と器物損壊罪の区別
- 5 事例の検討

答案例

1 結論

甲男は、器物損壊罪の刑責を負う。

2 器物損壊罪

(1) 意義

公用・私用の文書、建造物・艦船に当たらない他人の財物を損壊又は傷害した場合に成立する罪である(刑法261条¹⁾)。

(2) 客体

公用文書等毀棄罪(刑法258条²⁾)、私用文書等毀棄罪(刑法259条³⁾)、建造物等損壊罪(刑法260条⁴⁾)の客体に当たらない他人の財物である。ここにいう財物の中には、不動産や動物も含まれる。

(3) 行為

損壊又は傷害である。損壊には、物理的損壊に限らず、物の効用を害する一切の行為が含まれる。また、傷害は、他人の所有する動物に対する損壊行為を念頭に置いたものとされている。

3 窃盗罪

(1) 意義

他人の占有する財物を窃取する犯罪である(刑法235条⁵⁾)。

(2) 客体

他人の占有する財物である。窃盗罪における占有とは、財物に対する事実上の